

I C T 支援員の勤務条件（会計年度任用職員）

項 目	内 容
職名	I C T 支援員
任用根拠	地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に基づく会計年度任用職員
任用期間	令和 8 年 7 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで ※ 1 任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ能力実証の結果が良好である場合は、4 回を上限として公募によらず再度任用される可能性があります。なお、期間を定めた任用であり、令和 9 年 4 月 1 日以降の任用を保障するものではありません。 ※ 2 原則として、採用から 1 か月は条件付きの採用となります。
職務内容	(1) 学習支援クラウドサービスの活用に関する支援、研修業務 (2) 児童・生徒が所有する I C T 機器の活用支援業務 (3) 授業における I C T 機器及び学習用ソフトウェア活用支援業務 (4) I C T 環境保守運用支援業務 (5) 東京都教育委員会が各校へ導入するシステム及び学校が独自に使用する各システムに関する支援業務 (6) その他、配置校等の校長等及び配置校等を所管する教育委員会が必要と認める事項
勤務職場	別紙 3 「配置校一覧」のとおり ※任用予定者の中から経験、勤務可能地域、通勤時間等を考慮の上、配置校を決定します。
応募資格・ 求められる能力	以下 (1) から (7) までの全てに該当する者 (1) 東京都教育委員会の教育目標を理解し、健康でかつ意欲をもって職務を遂行できる者 (2) 誠実に業務に取り組み、正確な事務処理ができる者 (3) 内外の関係者と円滑に業務を進めるコミュニケーション能力がある者 (4) 職務上知り得た個人情報の秘密を守れる者（退職後を含む。） (5) 公務員倫理を遵守し、業務を行える者 (6) Word・Excel を利用した文書作成、表作成等の業務が支障なくできる者 (7) 令和 8 年度東京都公立学校会計年度任用職員（I C T 支援員）として採用候補者となっていない者 なお、以下のいずれかを有していることが望ましい。 ・「教育情報化コーディネータ 3 級」認定を有する又はこれと同等の能力 ・小学校、中学校、高等学校若しくは特別支援学校における I C T 支援員の 2 年以上の業務経験 ・都立学校に導入されている各システムに関する知識
勤務日数	原則月 16 日、年間 144 日 （月曜日から金曜日までを基本としますが、年間 20 日程度の土曜授業や学校行事等で土日祝の勤務を命じる場合があります。） ※勤務する日は、職務の性質上、配置校の予定や都合と照らして、年間を通して偏りがないように設定しますので、あらかじめ、御了承ください。
勤務時間	7 時間 45 分（所定勤務時間を超える勤務はなし）

休憩時間	45分
休暇	<p>(有給) 年次有給休暇、病気休暇、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、出産支援休暇、育児参加休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇</p> <p>(無給) 病気休暇、妊娠症状対応休暇、育児時間、子どもの看護等休暇、健康管理休暇、短期の介護休暇、介護休暇、介護時間、子育て部分休暇、育児休業、部分休業</p> <p>※ 一定の要件を満たす場合、上記休暇等を付与</p> <p>※ 病気休暇は勤務日数に応じた上限の範囲内で有給の取扱いとなりますが、上限到達後の取得は無給の取扱いとなります。</p>
報酬	<p>月額 208,100円 (改定される場合あり)</p> <p>通勤手当相当額を別途支給 (上限 150,000円/月)</p> <p>※ 原則、毎月15日に口座振込により支給</p> <p>※ 一定の要件を満たす場合、期末手当、勤勉手当を支給</p> <p>※ 年度途中で報酬等が増額又は減額改定される場合あり</p>
加入社会保険	<p>一定の要件を満たす場合、共済組合、厚生年金保険、雇用保険を適用</p> <p>※社会保険料の自己負担分があります。</p>